

Q 5 : 妻（夫）は組合員です。退職後、妻（夫）の被扶養者になる手続きは、いつ、どこで行うのですか？

A 5 : 被扶養者の手続きは事実発生日（退職日の翌日）以後でないと手続きできません。退職日の翌日以後30日以内に、妻（夫）の所属所に受け付けられれば、退職日の翌日からの認定になります。